

電波監理審議会（第1080回）議事要旨

1 日時

令和2年7月15日（水）～同年7月20日（月）（答申日：7月20日（月））

2 場所

文書審議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、長屋 文裕

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、田原 康生（電波部長）、今川 拓郎（総務課長）、

布施田 英生（電波政策課長）、荻原 直彦（移動通信課長）、田中 博（移動通信課企画官）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 議事模様

○ 諮問事項（総合通信基盤局）

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案

（4G周波数における5Gの導入及びBWAの高度化）

（諮問第24号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

第四世代移動通信システム（4G）及び広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）で使用されている周波数帯において、第五世代移動通信システム（5G）への高度化（BWAにおいては5Gと互換性のあるBWA方式への高度化）を行うため、制度整備を行なうことについて諮問するもの。

(2) 第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針等の一部を変更する告示案（4G周波数における5Gの導入に伴う開設計画変更等のための制度整備）

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

第四世代移動通信システム（4G）で使用されている周波数における第五世代移動通信システム（5G）の導入に伴い、4G基地局の開設を想定している「3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件」及び「第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件」に係る開設計画の変更等のため、総務省告示の一部を変更することについて諮問するもの。

(文責：電波監理審議会事務局)